

令和5年度 苦情解決処理報告

社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることとし、実施要項を定め対応しています。また、苦情解決に当たっては、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を選任しています。

令和5年度につきましては保護者の皆さまから文書による苦情はありませんでした。今後も引き続き、保護者の皆さまの声に耳を傾け、子どもたちが健やかに成長できるよう努力を重ねてまいります。